

標題

定期的検査の繰り上げ実施について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1136
発行日 2017年11月21日

各位

先般のバラスト水管理条約の発効に伴い、IOPP 証書及び/又は BWM 証書(一部の旗国政府発行)が「検査と証書の調和システム(HSSC)」から分離しているケースがあります。

この場合、分離した IOPP 証書及び/又は BWM 証書の Survey Window が、SC 証書等のその他の条約証書の Survey Window と充分重複していないこともあり、年 2 回の定期的検査の手配が必要になるケースが発生しています。

上記のような負担(年 2 回の定期的検査の手配)を軽減するための 1 つの方法として、定期的検査(年次検査又は中間検査)を Survey Window 外で繰り上げて実施し、検査基準日を変更するという手法があります。検査基準日の変更により、Survey Window の重複期間が拡大し、年 1 回の定期的検査の手配を可能又は容易にするものです。

下図は、HSSC から分離した IOPP 証書/BWM 証書の Survey Window と、SC 証書等のその他の条約証書の Survey Window が、ほとんど重複していない場合において、定期的検査(年次検査)を繰り上げて実施し、検査基準日を変更したケーススタディです。

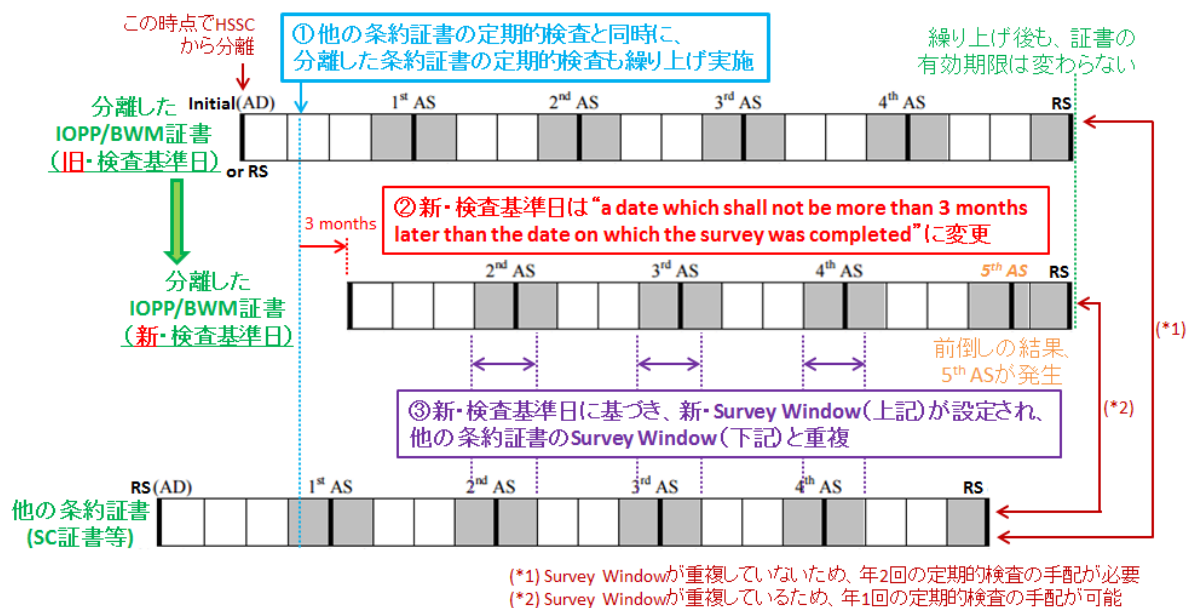


図 ケーススタディ(Survey Windows がほとんど重複していない場合)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本 ClassNK テクニカル・インフォメーションは、定期的検査(年次検査又は中間検査)の繰り上げ実施を船主殿へ要求するものではなく、規則及び条約の規定を使った手法の1つを紹介するものです。個船の Survey Status をご確認ください、今後の管理船の受検計画にお役立て下さい。

(補足:略語等の説明)

IOPP 証書: International Oil Pollution Prevention Certificate

BWM 証書: International Ballast Water Management Certificate

SC 証書: Cargo Ship Safety Construction Certificate

検査基準日: 証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、証書の有効期限の満了日を除く(Anniversary Date, "A.D.")

Survey Window: 検査基準日の前後3ヵ月以内に設定され、定期的検査の受検時期となる

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 情報センター 船級部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5(郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-5784

Fax: 043-294-5449

E-mail: cld@classnk.or.jp